

明治憲法体制成立期の吏党

高久嶺之介

はじめに——北垣国道の政治状況認識——

一 京都府における京都公民会の政治的位置

1 会員および指導層

2 第一回、第二回衆議院議員選挙

3 地方議会における公民会の位置

二 京都公民会と中央

1 京都公民会と明治政府

2 京都公民会と自治党

3 京都公民会と大成会

おわりに

はじめに——北垣国道の政治状況認識——

明治二五年四月一日東上した京都府知事北垣国道は、五日井上馨と現在の政治状況について会談している。北垣はまず井上の「京阪ノ景況ハ如何」との問に対し、「方今ノ風潮、党派ノ影響、低度甚シキ人民ヲ蠱惑シ秩序ヲ紊シ風俗ヲ破リ、隋テ市町村ノ整備ヲ失ヒ実ニ慨歎ニ堪ヘサル有様ナリ。是レ理想政談熱ノ弊大ニ根サス所ト雖モ、又市町村

自治制ノ実施時機ヲ誤り速ニ失シタル者最モ病ノ甚シキ者ナリ。今ニシテ之レカ治術ヲ施サ、レハ遂ニ国家ノ基礎タル町村ヲシテ腐敗セシムルハ必然ノ勢ナラン」(『塵海』〔北垣国道日記―京都府立総合資料館所蔵〕二五年四月五日)と、民党運動が市町村に与えている影響についての危機認識を語った後、民党に対抗すべき吏党について次の如き興味深い問答をなしている。

伯(井上)問。衆議員温和派ノ纏リ如何。答。温和派ハ百七十名ノ数アレトモ三々五々帰スル所一定セス。恰モ浮雲ノ如シ。由テ浮雲ノ集合スル富岳ノ如キ根本立タサレハ其纏リハ覚塚ナシ。其根本ハ有力ノ首領是レナリ。改進、自由兩派ノ向フ所一ニ帰スルハ其首領アルニ由ル者ナリ。首領ナクンハ此レモ亦浮雲ナリ。

伯問。其根本タル有力ノ首領見込アリヤ如何。

答。見込アリ。今日衆議員其他各党派ノ有様ハ勿論官民ヲ問ハス、凡政治ニ関スル者ハ猜疑ト情実ト小略ト彷徨スル者ナリ。由テ各地方ノ衆議ヲシテ帰一ノ根本タラシムル人物ハ、忠君愛國ノ精神、義勇ノ胆力ニ富ミ、俗氣ヲ脱シテ内閣ナソニハ毫モ志望ナキ者タラサル可ラス。如此小欲ニ迷ハサル脱俗家ヲシテ首領タラシムレハ浮雲ノ一ニ集ルハ疑ヒナカラン。

伯問。真ニ然リ。其人アリヤ。品川ハ如何。

答。甚タ其人ヲ得サルニ苦ム。品川ハ衆雲皆集ルコト難カラン。一方二方ニハ之レニ帰スルアルモ八方望テ集合スルニ至ラサル可シ。

然ラハ誰カ。

答。勝海舟翁ヲ除テハ其人アラサルヘシ。

伯云。勝翁或ハ其人ナラン。然レトモ老年ニシテ如此ノ事ニハ当ラサルヘシ。

答。其通りナラン。此レ等ノ事ヲ為スルニハ尋常ノ手段ノ及フ者ニ非ス。世ノ先輩者一致協力シテ其事ヲ為サシムレハ成就セサル者ニモアラサラン。今日ノ急務ハ復古ノ大事業ヲ奏シタル先輩者ハ、再ヒ一身ヲ犠牲トシテ、同心一致、理想ノ風潮ヲ実業ニ回シ破壊ノ弊ヲ秩序的ニ遷ラシムルヲ要スル者ナリ。然ルヲ小略ニ汲々シ猜疑ニ迷ヒ情弊ニ惑フ時ハ国家ノ前途真ニ危哉。(同右)

即ち北垣は、第三議會を前にして「温和派」の分裂状況(とりわけここでは大成会の専属派、両属派への分裂、その為の大

成会の解散が意識されている) について語り、結論的に元勳総出しての一致の政略を求める訳であるが、注目されるのは「温和派」の統合は、勝海舟のような維新の功労者であり、「脱俗家」であり「内閣ナソニハ毫モ志望ナキ者」でなければ困難であると語っている点である。勝は明治二五年時は七〇才、二一年四月以来、枢密顧問官に在職していたが、二二年五月辞表提出(翌日却下)、二三年七月貴族院議員伯爵議員当選辞退にみられるように、いわば非政治的存在であった(石井孝『勝海舟』)。このような維新の功労者であり、現在は非政治的存在の人物でなければ「温和派」の統合ができないという事情の中に、この時期の吏党の特徴的なあり方が象徴されているように思う。要するに、この時期、明治政府内の吏党への対処方法は各人によって分裂し一定の統一性はなかったし、(当面の所ジョウジ・アキタ『明治立憲政と伊藤博文』(荒井孝太郎・坂野潤治訳)第七章参照) 吏党とりわけ大成会には「不偏不党」主義(これは専属派であるが)が色濃くあった。したがって勝のような人物が吏党の首領になればこの二点の困難性が克服できるのではないか、と北垣は考えたのであろう。

本稿は以上の北垣の日記に端的に示された明治二二～二五年の時期の吏党の実体、この実体を通してこの時期の政治状況の不安定性、流動性を幾分なりとも明らかにする事が目的である。しかし、筆者には国民自由党等を含めてこの時期のすべての吏党の実体を明らかにする力量はない。又、議会内吏党の実体を考える際に、その選出基盤である地方吏党的政社の存在形態を明らかにする事も重要な事である。したがって本稿では、まず地方吏党的政社の実態を明らかにし、ついで地方吏党的政社が中央吏党組織、議会内吏党といかなる形で関係をもったのか明らかにするという方法で対象に迫る事をお断りしておきたい。この場合の地方吏党的政社とは、京都府において「吏権党」に呼ばれた京都公民会(明治二二年二月創立、二五年三月解散)である。

一 京都府における京都公民会の政治的位置

京都公民会（以下公民会と略す）は府会議長田中源太郎により、明治二十一年二月一六日府會議員有志の懇親会（五三名出席）席上で提案され、府會議員を中心にして組織化が行われ、翌年二月一日規約を定め政社として組織されたものである。政社発足の要因は、田中の言によれば「かの十一、十二年の比、板垣退助氏の主唱にかかる自由民権論者が徒らにルソーの民約論を鼓吹するに当り、過激粗暴の政党者流輩出、其余弊の延て府下に侵入し、動もすれば保守的なる京都府民を煽動するの傾向ありしを以て之れが防禦の一法として同志相謀り、市郡の間を奔走して撃拳雷同を戒め、穩健実力を養ひ自治の根底を培養せんことを力説し、爾来殆十年、遂に二十二年憲法発布の時に及び、茲に始て公民会を組織し、時勢の進運に順応すべからしめたり。即ち其取る所の主義は自治の根底たる道路、河川、教育、勸業の發展に努め、財力を富有ならしむるにあり。」（『田中源太郎翁伝』四九四―四五頁）となっている。即ち、公民会は明治一〇年代自由民権運動の再興を意図する大同団結運動に対抗して、実利主義的立場から京都府下人心の政治的組織化を果たそうとしたものであった。従つて公民会は、明治一〇年代自由民権政社もしくは其運動に関与したものは少く、¹⁾また、帝國議會開設前はいかなる中央政社、政治組織との關係をも持たない京都府独自の政社であった。公民会が地方吏党的政社であった所以を以下の三点の検証を通して明らかにしよう。

1 会員及び指導層

第一表は、創立時から解散時までの節毎の会員数を示したものである。京都市内上・下京区が設立時に全会員の五四パーセントと最も会員数がおおく、以後郡部が会員数を伸張させても二割をきる事が無い。郡部では南桑田郡、加佐郡、船井郡では設立時より会員数が多く、二二年五月以降は相楽郡が、九月以降は竹野郡が会員数を増大させてい

第一表 公民会員数変遷表

く。

出典：『京都公民会雑誌』一、八、二六、三五号、二三年六月二六日発行号外	年	明22年	明22年	明23年	明24年	明24年
	区郡名	2月	9月	6月	3月	12月
	上京区	205	211	213	199	184
	下京区	394	391	367	249	316
	愛宕郡	24	48	55	55	63
	葛野郡	11	16	15	13	12
	紀伊郡	44	81	94	104	108
	宇治郡	0	2	10	6	6
	久世郡	14	21	33	39	54
	乙訓郡	0	0	0	0	0
	綴喜郡	22	48	68	36	37
	相楽郡	23	106	101	93	92
	南桑田郡	177	298	301	300	298
	北桑田郡	0	0	0	1	1
	船井郡	120	144	170	184	194
	何鹿郡	1	2	2	1	7
	天田郡	7	29	59	64	93
	与謝郡	5	33	36	24	40
	加佐郡	72	146	176	167	163
	中郡	0	49	50	45	48
	竹野郡	1	126	136	118	149
	熊野郡	0	6	6	9	6
	合計	1,107	1,757	1,922	1,805	1,871

ではこれら会員の社会的地位はいかなるものであったか。公民会はその趣旨書に「京都府下市町村ノ公民権アル者即チ主トシテ地方ノ公務ニ参与シ、国家ノ福利ヲ増進スルノ義務アル者相結合シテ、現今ノ政党又ハ政治上会合ノ外ニ立チ京都公民会ナル者ヲ設ケ」(『京都公民会雑誌』一号四〇五頁以下「公雜」と略す)と掲げた如く、会員資格が公民権有資格者であり、したがって、壮士的人物は少なく、また府會議員、市町村會議員、町村長など名望家層が主なる構成員であった。例えば、京都市内では、市制施行による二二年四月から五月にかけての市會議員選挙の当選人四二名中、約六五パーセントの二七名が公民会員であった(『公雜』五号五〇六頁)。そして郡部では、竹野郡の場合、二二年八月現在の村長一六名中一一名までが公民会員であり(京都府庁文書 明一八一九中「専任郡長設置之義ニ付請願書」掲載村長名)、現職府會議員二名、即ち永雄勝輔、永島勝治が公民会員であった。また、相楽郡瓶原村では二四年九月時で公民会員数が七名であるが(明治二四年九月現在『京都府公民会人名簿』)、この内六名が二五年七月までの間の村會議員経験者であり(明治二二年七月二日「瓶原村會議事細則」、二五年七月五日「京都府相楽郡瓶原村明治二四年度歳入出決算報告書」、二六年九月段階で村戸数割課額等級全一八等級中、元公民会員七名の等級は一等、二等、三等、四等、五等、九等各一名となっており(「瓶原村明治二六年度地方税戸数割下半年分課額等差人名書」)但し他の一名は死亡もしくは代替わりの為かこの史料には見当たらない)、公民会員は村内上層農民であった。勿論、会員資格が単に公民権有資格者である以上、郡部町村中会員数の多い町村では、より下層の農民が参加していた事も考えられるが、「主トシテ地方ノ公務ニ参与」するものを組織対象とした点を考えれば、下層の農民が公民会の行動様式を規定する役割は全くもっていなかったといつてよ。

次に公民会の指導層をみてみよう。公民会は下京区第四組菱屋町に本部事務所を設置し(『公雜』一号一頁)、本部役員

第二表 区郡別役員数

区郡名	二〇二三年九月	二〇二四年九月	二〇二五年三月	期間
上京区	12 (2)	8 (2)	8 (2)	
下京区	10 (2)	11 (1)	11 (1)	
愛宕郡	1	2 (1)	2 (1)	
葛野郡	4	1	1	
紀伊郡	1	1	1	
綴喜郡	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
相楽郡	1	1	1	
久世郡	1	0	0	
南桑田郡	3 (1)	2 (1)	2 (1)	
船井郡	1	1	1	
天田郡	0	1	1	
与謝郡	1	0	0	
加佐郡	1 (1)	1 (1)	1 (1)	

() 内は幹事数『公雑』1~35号

として幹事、常議員をおいた。設立時には、幹事は「本会一般ノ事務ヲ管掌」する執行者、常議員は「本会重要ノ事務ヲ議定」する議事者（規約第九条、というように別々に選出され役割の分担体制をとっていたが、現実の会運営には不便であり、二二年九月二三日の第二回総会で幹事を常議員の互選とし「凡テノ事件ハ幹事常議員ノ合議ヲ以テ定ムルニアリ」『公雑』八号五頁）と幹事を執行・議事共に最高責任者とした。幹事は常時七名であり、常議員は常時三〇名である。第二表は、改選時の区郡毎の幹事・常議員数である。会員数の比率以上に京都市内に役員が多く、会の指導はおおむね京都市内在住会員によって荷われていたといつてよい。

個別的に指導層を検討しよう。第三表は経歴が若干不明な竹村弥兵衛を除き、幹事経験者一名の略歴を示したものである。この内創立から解散まで幹事を勤めるのは田中、浜岡、雨森、田宮、上野である。そして会運営のイニシア

第三表 京都公民会幹事略歴表 (明治22年6月時)

人名	出身区郡	職業	現名譽職	明治10年代履歴大要	明治23年以降履歴大要	備考
田中源太郎	南桑田	会社役員	府議長	府議長, 会社役員	衆議, 貴議	明治22年時直探國稅 985円
浜岡光哲	上京	“	府議・市議	府議, 京都商工會議所会長	商業會議所会頭, 衆議	後農商工高等會議員
雨森菊太郎	下京	新聞社幹	“・“	府官吏, 新聞社入社, 府議	府議, 市議長, 衆議	商業會議所特別會員
田宮勇	綴高	農業	府議	府議, 南山義塾設立	府議, 衆議 (自由党)	明治14年時地租 147円
上野弥一郎	加佐	“	“	戸長, 府議	府下連合農事会長, 衆議	明治14年時地租 44円
西村七三郎	上京	質社役員	府議・市議	府議, 商工會議所副会長	市議長	明治14年時地租 46円
松野新九郎	愛宕	官吏	郡長	府議, 郡長	衆議, 郡長	公民会入会は明治23年6月
西畑徳二郎	上京	質問屋	府議・市議	府議, 商工會議所會員	府議	
大沢善助	上京	会社役員	“・“	連合町議, 府議	府議, 大沢商会設立	
中村栄助	下京	“	市議長	府議	衆議, 商業會議所副会頭	後自由党

出典：『京都府議會歴代議員録』、『府會議員選挙人名簿』、『府會議員被選挙人名簿』(明治14年)

チブを發揮したのは田中源太郎とその従兄弟の浜岡光哲であった。田中、浜岡は、明治期を通して京都最大の商工業・金融ブルジョアジーである。(田中の場合、明治一四年六月時地租納入額五二七円一府下第六位一の大寄生地主でもある) 彼等は、共に経営に参加した京都商工銀行(明治一九年創設、資本金五〇万円)を金融源にして諸会社の経営を行ったが、彼等の特徴を一言でいうならば、地方特惠資本家という言葉がふさわしい。例えば、明治二〇年五月、田中、浜岡、東京の渋沢栄一、大倉喜八郎、益田孝などにより設立された京都織物会社(資本金五〇万円)の場合、会社設立を彼等に報告したのは京都府知事北垣国道であり、幹旋の労をとったのが農商務省技師兼皇居御造営局技師荒川新一郎であった(『京都織物株式会社五十年史』『渋沢栄一伝記資料』一〇巻五五四～五頁)。そして田中等は、七月京都府所有の織殿地所建物及び機械を、地所建物一万円、諸機械一万円という金で払下げられている(同一〇巻五六七～七四頁)。又、一九年一〇月設立時役員一三名中一一名までが後の公民会員であった京都商工銀行の場合、京都府当局より明治二〇年から区部(後に市部)、区郡連帯地方税為替方取扱銀行の指定をうけている。(それは、区部は三井銀行、区郡連帯は第一国立銀行及び百十一国立銀行が地方税為替方を取扱っていた)。したがって、田中、浜岡は民党系新聞「京都日報」(二年三月発刊)から「今日の実業社会は全く官府と縁ある権勢者と密接の關係を有するにあらずんば、種々の不便を感じ様々の面倒を起すは避くべからざる」(二年九月五日付社説「京都織物会社の破裂」と暗に批難される事になる)。

又、浜岡は二一年一二月京都商工会議所三代目会長、二三年一月四代目会長、二四年七月京都商業会議所初代会頭を歴任し、京都実業界の指導者たる位置を荷っていく(『浜岡光哲翁七十七年史』)。そして田中、浜岡以外の幹事経験者の内市内幹事は多かれ少なかれ田中、浜岡系諸会社の経営に関与し、さらに京都商工会議所、京都商業会議所の役員でもあった。例えば二一年一二月の京都商工会議所選挙では、会長に浜岡、副会長に西村、理事に雨森、中村、西堀が

選出され、『京都商工会議所史』四三頁)、二四年七月には、京都商業會議所会頭に浜岡、副会頭に中村、理事に田中が選出されている(同 五二頁)。市内公民会員は二四年四月の商業會議所会員選挙当選者四〇名中二〇名を数えていたが、市内幹事は彼等の頂点に存在し、京都実業界に確たる位置を持っていた訳である。

田中を除く郡部幹事の場合、地価一万円以上の大地主は存在しなかったが、松野、上野、田宮は府下きつての名望家であった。松野は明治一三年一〇月第二代府会議長、一九年一〇月からは愛宕、葛野、乙訓三郡長をつとめ、二三年六月第一回総選挙第三区候補者として愛宕郡民の囑望をうけたため職を辞し、公民会に入会する。田宮は一二年三月の府会開設以来、上野は一五年七月以来府会議員を歴任する。この外上野は、京都府農会の前進である府知事の援助のもとに創られた府下連合農事会長に二三年八月就任している。

2 第一回・第二回衆議院議員選挙

公民会が明治二二年二月に創設された理由には、来たるべき第一回衆議院議員選挙への京都府下人心の政治的編成の意図があった訳であり、我々は以下において衆議院議員選挙にあらわれた公民会の立場を明確にしよう。

第四表は、公民会が関与した第一回、第二回の衆議院議員選挙の結果を示したものである。公民会は第一回の場合(二三年七月一日)は五人、第二回の場合(二五年二月一五日)は二人の会員を当選させている。但し下京区の竹村藤兵衛は会員ではないが一月二日の市部公民会員総会で予選された候補者である。第一回の場合、公民会は「自由主義」政社公友会、京都庚寅倶楽部を、第二回の場合自由党员を中心にした民党連合を各々対決の相手とした。これら二つの選挙では他府県と同じく政策上の争いはなく、金が飛び交い、宗教等を利用した人身攻撃が行なわれ、壮士が暗躍した訳であるが、其具体的様相を述べる紙数はない。問題は、二つの選挙での公民会の立場であるが、第一回の場合公

明治憲法体制成立期の吏党

第四表 第一回、二回衆議院議員選挙結果

第一回				第二回		
選挙区	氏名	得票	所属	氏名	得票	所属
一 区 (上京区)	浜岡光哲○	27	公民会(大成会)	坂本則美○	35	(無所属)
	坂本則美	20		西村七三郎	24	公民会
	堀田康人	9		富田半兵衛	23	
	富田半兵衛	9		その他	3	
	その他	11				
二 区 (下京区)	中村栄助○	47	公民会(大成会)	竹村藤兵衛○	126	(無所属)
	山崎恵純	43		能川登	32	自由党
	能川登	34		その他	2	
	その他	18				
乙三 区 (愛宕、葛野、 紀伊郡)	松野新九郎○	866	公民会(大成会)	正木安左衛門○	551	自由党 (弥生倶楽部)
	正木安左衛門	468	公友会	松野新九郎	547	公民会
	寺内計也助	126	公民会	小松喜平次	206	保守中正派
	その他	25		寺内計之助	197	公民会
				その他	7	
相四 区 (宇治向久世、 綴喜郡)	伊東熊夫○	880	公友会	西川義延○	672	(独立倶楽部)
	西川義延	547	"	田宮勇	586	公民会
	田宮勇	252	公民会	伊東熊夫	448	元自由党
	その他	55		その他	3	
船五 区 (南桑田、北桑田、 天田、何鹿郡)	田中原太郎○	1,189	公民会(大成会)	田中原太郎○	1,390	公民会(無所属)
	石原半右衛門○	1,069	" (")	石原半右衛門○	1,041	" (")
	芦田鹿之助	778	公友会	河原林義雄	627	自由党
	河原林義雄	747	"	羽室嘉右衛門	480	
	その他			その他		
中六 区 (加佐、与謝、 竹野、熊野郡)	神鞭知常○	669	(無所属)	神鞭知常○	878	(無所属)
	小室信夫	435		石川三良介	301	保守中正派
	平野吉右衛門	99		上野弥一郎	23	公民会
	石川良介	84		その他	4	
	その他					

出典 「京都日報」明23・7・3, 7・6, 「日出新聞」明23・8・5, 明25・2・17, 2・18, 2・19, 2・21

備考 ○印は当選者

民会は明確に「吏党」「吏権党」と攻撃される事はなかった。単に公友会の機関新聞の様相を呈していた「京都日報」より「無主義の紳士連」と批判されたにとどまる（公友会は「自由主義の政友」と自称した）。しかし第二回の場合事情は異なってくる。京都府当局が公民会とその周辺を露骨に援助し、自由党に敵対したという事情である。北垣府知事の二五年一月時の日記は其事を明確に示している。（『塵海』）

早朝喜多川孝経（綴喜郡長）来ル。旧臘内示ニ及ヒタル南山城改選候補者ノ景況ヲ具申ス。略目的ヲ達セントスル者ニ付尚後図ヲ示ス。雨森菊太郎来リ、第一第二区衆議員候補者ノコトヲ具申ス。（中略）夜下京区長竹村藤兵衛来ル。第二区候補者ヲ勸慰ス。竹村之レヲ承諾ス。（五日）

早朝竹中何鹿郡長、奥村船井郡長、栗飯原与謝郡長、多田加佐郡長、石田南桑田郡長来ル。坂本則美来ル。十二時出庁。各郡長ヲ会シ衆議員選挙ニ付其方針ヲ示シ相互打合せ一致協力スヘキ旨ヲ訓諭ス。又其候補者ヲ示ス。左ノ如シ。但シ第一第二両区ハ旧臘二十九日両区長ニ内示シタルニ由リ本日会セス。第三区候補者松野新九郎、第四区候補者西川義延、田宮勇、第五区候補者田中源太郎、石原半右衛門、第六区候補者神鞭知常。（六日）

郡長ヲ会シ各別ニ選挙ノコトヲ談ス。（七日）
紀伊郡長、綴喜郡長、葛野郡長来ル。各別ニ選挙ノコトヲ指揮ス。（中略）石田、奥村、柳島、竹中四郡長ヲ召ヒ、尚ホ選挙ノ協議ヲ遂ケシム。（八日）

品川内務大臣ニ書留郵書ヲ送ル。選挙手續ノコト。財部无ノコト。温和派統轄者ノコト。（中略）田宮勇来リ、第四区選挙ノ景況ヲ具申ス。西川ト相協議ノコトヲ示ス。（九日）

鳥海収税長来リ、村長等自治制ノ主意ヲ誤リ民権党ニ同スルヲ以テ自治ノ本性ト解スルノ弊ヲ撓メサレハ收拾ス可カラサルノ害ヲ醸生スヘキ云々ヲ告ク。（十日）

各町村長エ注意ノコトヲ示ス。松野新九郎来リ、第三区候補者ニ当リ区民ニ協議ノ景況ヲ告ク。（十一日）

小松原警保局長ヨリ暗号電報ヲ以テ、本日勅命ヲ以テ衆議員選挙期日ヲ二月十五日ト定ラレタルニ由リ、候補者氏名報知スヘキ旨照会ス。由テ直ニ回答電報左ノ通。第一区坂本則美、西村七三郎、第二区竹村藤兵衛、第三区松野新九郎、寺内圭之介、第四区田

宮勇、西川義延ハ協議中ニ付不記。第五区田中原太郎、石原半右衛門、第六区神鞭知常。(十二日)

以上のように、北垣は雨森、松野、田宮等公民会員とも談合をもち、自ら候補者選定を行ない、各郡長に指示を与え、品川、小松原とも連絡をとり、府下自由党に敵対した訳である。この北垣の動きは府下自由党も早くから察知していた。一月七日付の綴喜郡自由党员奥繁三郎から北桑田郡自由党员河原林義雄にあてた書面には「坂本ハ知事ノ尽力ト云ヒ今回ハ浜岡、田中等トモ何カ(東京ニ於テ)秘密ナル相談ヲ遂ケテ已ニ当地ニ帰リ居ル趣。竹村ハ近日辞表ヲ差出スニ相違ナシ。是レモ知事ノ非常ノ尽力ニヨリ起リタル由。又、田中等ノ手元ニ氣ニ入ラヌ運動費カ巨多有之趣。田宮等モ其内ノ幾部分ヲ使用シ得ルトノ伝説モ有之。而シテ真実ナルモノノ如シ。」(河原林家文書)、と記されている。坂本則美も竹村藤兵衛も公民会員ではなかったが、知事にも、府下自由党にも公民会周辺の人物と目されていたのであり、実際の選挙戦では公民会及びその周辺の人物は府下自由党より「御味方党」と呼ばれ、「兎角現世ハ実ニ浅間敷金力ト干渉トニ迷惑サレ正義ヲ以テ入ルノ余地無キガ如シ」(二五年二月一九日付船井郡田中半之丞、山下虎之助ハ河原林義雄宛書簡 河原林家文書)と批難される事になるのである。

3 地方議会⁽³⁾における公民会の位置

第五表は、公民会創立から解散までの時期に開かれた二三、二四、二五年度通常府会(市部会・郡部会を含む)の府会議員、常置委員中公民会員数を示したものである。そして第六表は同時期の府会・市部会・郡部会正副議長名を示したものである。二つの表より、一見して府会での公民会の位置の高さを読みとる事ができよう。即ち、公民会員は府会議員数の五割弱の多さを示していたし、常置委員は公民会員が圧倒的な数を示していたし、府会・市部会・郡部会正副議長も二四、二五年度の府会議長を除けば圧倒的に公民会員であった。

第六表 府会、市部会
郡部会正副議長名

二五年度	二四年度	二三年度	通 常 府 会
河原林義雄	西川義延	田中源太郎 (公)	府会議長
雨森菊太郎 (公)	雨森菊太郎 (公)	西村七三郎 (公)	府会副議長
雨森菊太郎	雨森菊太郎	西村七三郎	市部会議長
古川吉兵衛 (公)	古川吉兵衛 (公)	雨森菊太郎 (公)	市部会副議長
田宮 (公)男	田宮 (公)男	田中源太郎	郡部会議長
河原林義雄	河原林義雄	田宮 (公)男	郡部会副議長

(公)は公民会員

第五表 公民会府会議員常置委員数

二五年度		二四年度		二三年度		年 通 常 府 会
二四年度 二月		二三年 二月		二二年 二月		期 間
郡	市	郡	市	郡	市	議 公 民 会 府 会 数
20 (46)	20 (46)	19 (45)	20 (46)	23 (46)	25 (46)	
郡	市	郡	市	郡	市	委 公 民 会 常 置 数
4 (5)	5 (5)	4 (5)	5 (5)	2 (5)	4 (5)	

備考

- ① ()内は全府会議員，全常置委員数
- ② 23～25年度市・郡部会決議録全6冊と『京都公民会雑誌』1～35号により作成

しかし公民会員が府会の中に圧倒的な位置をもてばもつ程、それに反発しての批判と地方議會内対立がおきるわけで、以下にその対立の内容の検討を通して府会での公民会の位置を明確にしよう。

公民会指導層中田中、浜岡、そしてその系列の諸会社の役員を歴任する大沢、西村等は府当局の援助をうけるいわば地方特惠資本家であった事は前述した。公民会に対する府会での批判はまずこの点に向けられる。公民会設立直前の二二年末の議會では、区部地方税為替方、区部連帯地方税為替方を明治二〇年より府当局が京都商工銀行に依託した事が一大問題になる。二二年度通常区部会では、二二年二月二日、堀田康人より「区部地方税為替方変更の建議」が提出され、二二年度通常府会では、一月二八日植島幹より「区部連帯地方税為替方変更の建議」が提出される。

要するに、堀田、植島ともに区及び区郡連帯地方税為替方取扱い銀行を現在の京都商工銀行から以前取扱っていた三井銀行及び第一国立銀行・第百十一国立銀行に再変更せよという内容の建議である。前者は審議の結果列席二九名中一八名の賛成で可決、後者は列席六八名中四〇名の反対で否決される（以上『明治二三年京都府区部會議事録』明治二三年度京都府會議事録）。しかしこの区部会の議決に対して府知事がこれに應ずる処置をしなかった為、この問題は二二年末の二二年度通常市部会にまで持ちこされる事になる。二二年度通常部会では、一月七日溝口市次郎よりあらためて「市郡連帯地方税為替方変更の建議」が提出され、市部会は審議の結果列席三七名中二〇名の賛成でこれを可決する。そして同日午後、溝口より、知事は昨年区部会の議決を採用せず「地方議會ノ議權を蹂躪」し、依然商工銀行に依託する「偏私ノ所為」をなしているとして「府知事交送の建議」が提出されるが、この建議は列席三六名中二八名の反対で否決される（以上『明治二三年度京都府市部會議事録』）。

この一連の「地方税為替方変更の建議」「府知事交送の建議」のねらいは、田中、浜岡等地方特惠資本家と府会での

その同調者、そしてそれを援助する府知事に対する総括的批判の意味をもつものであった。その事は二二年度通常府会での植島幹の次の発言で明確に読みとる事ができよう。植島は建議提出の理由として「第一理事者ノ専横ヲ防グ、第二ノ真正ノ実業家ヲ害ス（るを防グ）、第三府会ノ信任ヲ害ス（るを防グ）、是ナリ」として次の如く敷衍する。第一の理由―地方税の予算決算方法を審議するのが地方議会である以上、地方税取扱いは議会が関与すべき問題であり、地方税為替方を知事が勝手に京都商工銀行に依托したのは専横なる処置である。第二の理由―「地方税ハ区郡部ヲ合併スレハ二、三十万ノ巨額ニ上ル。商工銀行ハ之ヲ自由ニ運転スルヲ得ルノミナラス、此銀行ハ他ノ会社トハ非常ノ關係ヲ有スルヲ以テ他会社ノ融通ハ皆地方税ヲ以テナスノ有様アリ。是ヲ以テ若シ四、五拾万円ノ資本金ヲ有スル有力ノ者アレハ兎ニ角、苟モ左程ノ勢力ナキモノハ何時モ競争ニ打負ケ独り商工銀行一派ノ者ノ為ニ圧倒セラル、ノ幣アリ。」第三の理由―田中源太郎府会議長をはじめとして当府会に京都商工銀行関係者がおり、これらの人々は「地方税ノ増加スルハ其利益ナルカ為メニ彼ノ七十番議員（浜岡光哲）ヤ当議長ノ如キカ嘗テ地方税ノ負担ヲ軽減セシ事ヲ発言セシ事ヲ聞カサルナリ。」この事は地方議会外の人民に府会が京都商工銀行によって牛耳られている印象を与え、府会の信用を傷つけるものである。これが植島の主張であった（『明治二二年度京都府会議事録』第一八号一四丁）。

ところで、二一年末、二二年末の地方議会でこれら一連の建議を促進した人物について簡単にふれておこう。これを促進したのは植島幹、堀田康人、溝口市次郎であり、三人共、明治二〇年末の言論集会の自由、租税軽減、外交の回復を要求した京都三大事件建白運動の参加者である（原田久美子「三大事件建白運動の一史料」『日本史研究』二一〇号参照）。植島、堀田は代言人、溝口は三大事件の「建白書連印人名録」（同右）によれば「平民商」となっているが、明治一四年自由党入党以来政治活動に奔走した人物である。尚、植島も明治一四年自由党入党している（『京都府議会歴代

議員録」参照)。植島、溝口は二二年八月大同倶楽部系政社生民会に入会し、一月生民会が市・郡会員の分裂により瓦解後、溝口は愛国公党に入り、植島は堀田と共に二三年六月京都庚寅倶楽部を結成している。そして三人共に立憲自由党結成後はこれに入党している。

したがって彼等の一連の建議は民党的立場からの建議でもあった。

しかし、第一回衆議院議員選挙前の府会では、公民会指導層の経済活動及び彼等と府当局の癒着は攻撃されたが、いまだ公然と公民会批判の形はとっていなかった。そして一連の建議は市内民党政社員によって行なわれ、郡部の民党政社員はこれを積極的に促進しなかった。例えば二二年度通常府会では、後の立憲自由党员奥繁三郎、野尻岩次郎も「区郡連帯地方税為替方変更の建議」に反対を表明している。

しかし、第一回衆議院議員選挙で公民会が圧勝して後の二三年末の府会、二四年の府会では、公民会批判が立憲自由党员（後に自由党）を中心に行なわれるようになっていく。とりわけ二四年末の二五年度通常府会は、自由党、改進黨府会議員が、公民会員以外の府会議員を結集して地方議会々々派非公民会派を創設し、府会開設以来はじめて「党議」をたてて組織的に公民会府会議員に対決した議会であった。公民会からみれば「府県会ノ創設以来当年程我京都府会ノ上ニ騷擾ヲ極メシハナシ」(『公雅』三四号一〇頁)と慨歎した議会である。この議会での対決は公民会員四〇名、非公民会派四九名、中立三名の府会議員構成で行なわれた。

以下この議会での公民会と非公民会派の対立を概略的に見てみよう。

二四年一〇月一八日、洛東祇園鳥居本楼で府会議員及び京都市会議員中反公民会の人々の懇親会が開かれ、同月二十九日の臨時府会で選出される府会議長候補者に河原林義雄を予選し、臨時府会及び通常府会の議案に対する非公民会

派の党議を定めるため議案調査議を決定している（『日出新聞』一〇月二〇付以下「日出」と略す）。非公民会派の創設ともいうべきこの懇親会の周旋の勞をとつたのは、「日出新聞」によれば、中安信三郎、畑道名、富田半兵衛、奥繁三郎、菱木信興、河原林義雄、野尻岩次郎、正木安左衛門であり（同右）、中安、畑、富田が改進黨員、他が自由黨員であつた。この後すぐ非公民会派は府會議場近傍の建仁寺中興雲庵に同派議員集會所を設置する。

府下自由黨員、改進黨員共同しての非公民会派がいかなる要因で創設されたかは明確には出来ないが、①明治二二年以来京都府政界が府知事と緊密な關係をもつ公民會員によつて牛耳られてきた事に対する不満の鬱積、②次の第二回総選挙で当面の敵公民会をたたく必要性、③第二帝國議會開會前の自由、改進黨共同しての民黨戦線成立という中央の情勢の刺激、が複合的に作用していた事は想像に難くない。

一〇月二九日臨時府会で府會議長選挙が行なわれ、非公民会派が推薦した河原林義雄が公民会の雨森菊太郎を四五対三七で敗る（『公雜』三三〇五頁）。この選挙で敗れた公民会は一月四日府會議員及び常議員懇親会を開き、非公民会派と同じく府會議場近傍に臨時集會所を設け毎日府會散會後集會して翌日の運動方針を協議する事を決定し、翌五日の明治二五年度通常府會開催日より実行に移していく（『公雜』三四〇二頁）。

第七表は地方税各費目の審議過程を除き、二五年度通常府會での公民会・非公民会派対立に直接かかわる議決内容を示したものである。即ち非公民会派は一〇名中九名までが公民會員によつて占められていた常置委員に対して、「常置委員信任欠乏ノコトニ付建議」を提出し、信任投票を行なつて不信任決議をなし、この議決を「効力ナシ」との違を出した北垣府知事に対して「議場党派ノ紛争ニ当リ敢テ一方ヲ庇護スルノ政策」をなしたとして、「府知事榮転ノ建議」を提出して第一次会でこれを可決させる。もっともこの建議は、一月二一日二次回を開いたとたん、府知事よ

第七表 公民会・非公民会派対立議決内容

12・10	11・20	11・13	11・12	11・12	11・9	11・9	月日
府知事栄転の建議(堀田發議)―第一次会	府知事の「常置委員不信任投票ノ件ハ議決ノ効力ナキモノトス」の達を返戻する建議(堀田康人發議)	陳情書案(野尻起草)	内務大臣及び知事に対して常置委員不信任についての陳情書を提出する建議(野尻發議)	不信任された常置委員の代理として七名の取調委員を置く建議(奥繁三郎發議)	常置委員信任投票	常置委員信任欠之ノコトニ付建議(野尻岩次郎發議)	議 題
47 (非)	39 (非)	41 (非)	38 (非)	45 (非)	21 信任 (公)	54	採用説
38 (公)	38 (公)	除説 29 全文削 (公)	29 (公)	30 (公)	44 不信任 (非)	17	不採用説

出典：『明治25年度府會議事録』

備考 (公)(非)は公民会派、非公民会派

り同日閉場式を行なうとの達があり議決を経ないで消滅する。非公民会派の常置委員不信任の理由は非常に分かりにくい。彼等は、常置委員の意見は分裂する事が多く、またそ

の意見は議場でほとんどほうむりさられている、と語ったが結局の所「常置委員ハ或ル一党ノ占領スル処ナリ」(野尻の発言『明治二五年度府會議事録』三号一〇丁)「一党一派ガ政権ヲ取り遣リスルハ正当ナルコト」(溝口市次郎の発言同六号一四丁)が本音であつたらう。

公民会はこの議会で当然常置委員、府知事を擁護する立場に立つたが、府會議員中に欠席者も多く、非公民会派の攻撃になすすべもなく彼等の意見はほとんど議決されなかつた。そしてこの議會でも非公民会派より公然と「吏権党」「御味方党」と呼ばれ、会員中に動揺を來たし、其事が翌年三月の會解散につながっていく(この点は後述する)。

二 京都公民会と中央政治

① 京都公民会と明治政府

私は、これまでの記述で、公民会が府知事と緊密なる關係を保つ地方吏党的政社であつた事を明きらかにした。次にそれでは公民会が時の明治政府及びその政策にいかなる対応をせしめたかを明きらかにしよう。

結論的というならば、公民会は時の明治政府に対して常に一定の距離を置いていた。

周知の如く、この時期、明治政府は政党、政社に対しては「超然主義」で接しようとしていた。しかしこの「超然主義」は「内閣ハ政党以外ニ立ツ積リナレトモ内閣員ハ各々其政友ヲ求メテ同志者相救援スルノ必要ナキニ非ラス」(明治二年四月六日福岡政談社員との問答での井上馨の言)『公雜』三号六頁)という曖昧な「主義」であり、井上の自治党設立計画もこの「主義」に相反するものではなかつた。公民会は創立当初より自治党から接触を受けるが、結局はこれに応じなかつた。この事実は後述するが、公民会は大同團結運動等の「過激派」と明治政府との間で「中立」たら

んとした。公民会が何故に「中立」たらんとしたかは、公民会がこの時期の明治政府の政策に対していかなる考えをもっていたかを検討しなければならない。

この点での素材は、二三年九月一八日の第四回総会、九月二九日の常議員会の確定した「京都府公民会政綱政目并理由」である（以下「政綱政目」と略す。「政綱政目」は二三年三月二四日の第三回総会で石原半右衛門より公民会の実事問題に対する意見を発表する必要性が提案され、同月二七日の常議員会で選出された政務調査委員七名により作成されたものである。そしてこの文書は一三政綱三八政目からなり、国政全般にわたる公民会の希望を述べ、この実現を第一帝國議会にのぞむ公民会所属代議士五名に委託したものである。「緒言」及び数万語に及ぶ長大な語数の「理由」を除き、「政綱」と「政目」だけ掲げるなら以下のようなになる。

京都府公民会政綱政目

緒言

- 一 責任内閣ノ実ヲ挙クル事
 - 一 國務大臣ノ責任ヲ明ラカニスル事
 - 二 行政官事務官ノ區別ヲ明ラカニスル事
 - 三 行政裁判ノ制ヲ確立スル事
 - 二 外交ハ対等ノ権利ヲ保ツ事
 - 一 条約改正ハ国情ニ照シ國利ヲ目的トスル事
 - 二 現行条約ハ強硬主義ヲ用テ実行スル事
 - 三 中央集権ニ傾カス地方分権ヲ主トスル事
 - 一 市町村ノ自治ヲ完全ニスル事
 - 二 府県郡ノ自治ヲ拡張スル事
-
- 三 地方官ニ委任スル国政ノ権限ヲ拡ムル事
 - 四 選挙権及選挙区ヲ改正スル事
 - 一 選挙権ヲ拡張スル事
 - 二 被選挙権ノ納税資格ヲ寛ニスル事
 - 三 選挙区ヲ拡張スル事
 - 五 言論集会ノ自由ヲ拡張スル事
 - 一 新聞出版ニ条例及ヒ集会政社法ヲ改正シ其檢束ヲ寛ニスル事
 - 二 保安条例ヲ廢スル事
 - 六 財政ヲ整理スル事
 - 一 會計檢査院ノ獨立ヲ強固ニシ其檢査ヲ完全ナラシムル事

- 二 官有財産ノ制ヲ改良スル事
- 三 会計ノ法規ヲ厳行スル事
- 四 国庫ト地方経済トノ關係ヲ改ムル事
- 七 政費ヲ節減スル事
 - 一 官庁局課ノ制ヲ改メ大ニ吏員ヲ沙汰スル事
 - 二 事務ヲ省略シ及不急ノ土木ヲ廢スル事
 - 三 俸給ハ官職ニ依リテ定メ等級ニ依ラサル事
 - 四 非職條例ヲ改正シ其濫用ヲ防ク事
- 八 税法ヲ改正スル事
 - 一 地租ヲ輕減スル事
 - 二 所得税ヲ増加シ及營業税ヲ国税トスル事
 - 三 間接国税ノ苛重ナルモノヲ輕減スル事
 - 四 徵税法ヲ簡易ニシ徵稅費ヲ省ク事
- 九 兵備ノ方針ヲ確定スル事
 - 一 軍備ハ防禦ヲ主トシ国力ニ応スル事
 - 二 陸海軍ノ統一ヲ図ル事
- 三 軍費ノ檢束ヲ嚴ニスル事
- 十 法律ノ制定ヲ慎重スル事
 - 一 法律ハ習慣ニ基キ時勢ニ応シ制定スル事
 - 二 法典ノ実施ヲ延期シ又ハ修正ヲナス事
- 十一 司法權ノ獨立ヲ強固ニスル事
 - 一 裁判官ハ不羈獨立ノ実ヲ全フスル事
 - 二 裁判所構成法ヲ改生スル事
- 十二 教育ノ方針ヲ確定スル事
 - 一 教育ノ制度ヲ實際ニ適応セシムル事
 - 二 初等教育ノ普及ヲ謀ル事
 - 三 實業教育ノ發達ヲ謀ル事
- 十三 民業ノ發達ヲ謀ル事
 - 一 民業ニ対スル政府ノ干渉ヲ省ク事
 - 二 實業社会ノ與論ヲ重スル事
 - 三 必要ナル實業ニ適當ノ補助ヲナス事

〔公雜二〇号一〜一四頁〕

「政綱政目」は、民党諸派および中江兆民によって主張されたこの時期では最高度にすぐれた主張に比較するならば、当然の事ながら内容において劣る事はまぬがれない。例えば、再興自由党が二三年二月一三日、一七日の委員会で党議として決定し、その後不認可になった①議會に彈劾權賦与、②華族の世襲財産法廢止、③警視庁廢止、巡査の佩刀廢止、④憲法点閱權等の内容は〔明治政史〕『明治文化全集・正史篇(下)』一五三頁)、公民会ではじめから問題にならない。又、中江兆民が主張した選挙・被選挙の納稅資格廢止、再興自由党が党議として掲げた「直接国税ヲ納ムル

者ハ被選挙権ヲ有セシムル事」も問題にならない。むしろ公民会では選挙権の拡張を主張しながらも、理由において「制限寛ニ失スレハ議會ハ無識無産者ノ多数ニ制セラレテ国家ヲ誤ルノ憂ナシトセス。故ニ選挙権ノ制限ハ之レヲ改正シテ寛ナラシムルヲ要スレトモ、其改正ノ標準ハ国民ノ資力教育及政治上ノ知識進歩ノ程度ト常ニ相平行セシムルニ在リ」(『公権』二〇号四頁)と制限を付していた。又、全体の文調も、「京都日報」が「十三政綱中一も自動的の政綱を見ざるなり。総て現政府に向ての請求的政綱なり。他動的の政綱なり。」(二三年九月三日付 社説「公民会政綱政目を発す」と批判したように自ら諸要求を勝ちとっていくという姿勢はなかった。そしてこの事は形式的には民党諸派と地方吏党的様相を呈した政社との本質的な相違点でもある。

請求的政綱政目の最たるものは、営業税国税化要求(第八政綱第三政目)と、「必要ナル実業ニ適當ノ補助」要求(第一三政綱第三政目)であろう。

営業税国税化要求の理由は次のシエーマで示される。営業税国税化↓商工業者の国税納税義務↓商工業者の国政参与と権利獲得というシエーマである。勿論、営業税を国税化するならば、地方税は減少し、その分を地租割、戸数割、雑種税などの増加、あるいは新たな地方財源を確保しなければならないが、公民会は営業税国税化↓地方附加税軽減というシエーマを別にたてる事によって「彼此ノ間其権衡ヲ保チ全体ニ於テ大ニ負担ノ重キヲ加フルノ憂ナカルベシ」(『公権』二〇号一〇頁)と楽天的に考えていた。この要求は、市内公民会員の約半数が明治二三年七月時衆議院議員選挙権を所有していなかった状況を妥解するために主張されたものである。

「必要ナル実業ニ適當ノ補助」要求の内容は、直接補助としては「各業ノ發達ヲ資クル交通運輸」の便宜、間接補助としては、①外国商況の詳査報告、②内地各業の統計の編制公示、③技師、学士を各地に派遣しての学理の応用の

講談説述を要求したものである。この要求もまた、田中、浜岡等の京都市内居住商工業者の要求である事はいうまでもなからう。

しかし、このような期待と同時に、「政綱政目」には、明治政府に対する漠然たる不信感が行間にただよっている。例えば、「理由」中にあらわれている公民会の状況認識を、数点にわたってみてみよう。

。現今の内閣について―「情実ヲ生シヤスク、或ハ言ヲ大権ニ托シテ公議ヲ蔑如シ、上下相扞格スル等ノ弊害ナキ能ハス」(第一政綱第一政目の「理由」)

。地方自治について―「市町村ノ制度ハ自治ノ範圍未ダ充分ナラズ。政府ノ監督頗ル強大ニ過キ、為ニ自治機關ノ運用敏活ヲ欠キ地方適宜ノ方法牽制ヲ受ク」(第三政綱第一政目の「理由」)

。言論集会の自由について―「集會政社会法ハ僅カニ数月前ニ改定シ、少ク旧法ノ嚴制ヲ緩メタルモ、政社ニ支社ヲ置キ、若クハ他ノ政社ト連絡通信スル如キハ旧ニ仍ルヲ以テ、大ニ輿論ノ批難ヲ招ケリ」(第五政綱第一政目の「理由」)

。国庫と地方経済との関係について―「従来百般ノ政務ヲ中央政府ニ集攬シタルカ為メニ、其経費亦毎ニ国庫ニ多クシテ地方ニ少ナカリシ」(第六政綱政四政目の「理由」)

。民業について―「政府在々欧米ノ類例ヲ以テ我國ニ適用セントシ、理論ニ拘泥シテ實際ノ齟語ヲ顧ミス、法規ノ檢束、命令勸奨遂ニ実業社会ニ害毒ヲ及セシコト少ナカラス」(三政綱第一政目の「理由」)

とりわけ結社の自由の問題では、公民会は小規模の弾圧の体験をもっていた。筆者は、これまで公民会の郡部の組織形態については全く触れなかったが、郡部は弾圧により、有効な組織形態をとる事ができなかった。この点を簡単に触れておこう。

創立当初、公民会は其規約で「一郡ニ於テ三〇名以上ノ會員アルトキハ支部ヲ設クルコトヲ得」(二五條)と掲げ、その後標準となる支部規定(全十條)も決定している(「公雜」一号二頁)。この結果、二月二六日加佐郡舞鶴支部(「日

出(三月一日付)、三月五日綴喜・久世支部(同三月八日付)、六日相楽支部(同三月八日付)、一五日南桑公民会(同三月二日付)が各々の郡内会員によって郡支部規定を条文化し設置された。

しかし、この「支部」という名称は、明治一五年六月三日公布の集会条例改正追加第八条の「支社」に類するとの注意を、警察署よりうけたためであろうか。三月二八日発行の『京都公民会雑誌』二号の「会告」では、「本会雑誌第一号中支部ニ関スル明文ハ総テ取消ス」(二頁)とし、支部規定は廃止され、各支部はすべて消滅する。この結果、各郡では支部設置をあきらめ、京都市内と同様に定期的に会員の集會を開催する事とし、郡毎に郡内会員定期集會規定を条文化している。即ち、四月一日南桑田郡会員定期集會規定(「公雜」四号五(六頁)、四月一五日加佐郡会員定期集會規定(同 三号四(六頁)、五月四日相楽郡会員集會規定(同 四号四(五頁)、五月二〇日船井郡会員定期集會規定(同 四号六(八頁)、六月二三日愛宕郡会員定期集會規定(同 五号四頁)が、各郡の集會で条文化されている。しかし、この各郡定期集會規定は定められて直後の六月二一日後、いずれも認可が所轄警察署により取り消される。それは次の事情による。

従来本会員カ市内又ハ各郡ニ於テ定期集會ヲ開クニ就テハ、定期集會規定ヲ定メ所轄警察署ヘ届出テ既ニ認可ヲ受ケアリシニ、去ル六月廿一日後何レモ認可ヲ取消サレタリ、是レ別段他ニ故アルニアラサレトモ特ニ何市何郡ノ公民会員ト限リテ設クレハ支社ニ類スルノ嫌アルニヨリタルマテナリ。因テ、爾後一市又ハ一郡限リノ会員集會ヲ開クニハ、単ニ京都公民会ノ集會トシ、其都度本会幹事、又ハ臨時本会幹事ヨリ委託シタル幹事代理人ヨリ集會三日以前ニ所轄警察署ヘ届出ツヘキコトヲ定メ夫々各郡ノ委員ヘ通知セリ(同 六号二頁)。

この結果もし各郡の公民会員が郡内会員集會を行なおうとするならば、その期日、場所を京都市内の本部事務所に通し、本部事務所の幹事を通じて郡内所轄警察署に連絡する手続きをとらざるをえなくなる。郡部会員集會の責任

者はおくまで本部幹事である。そして幹事が責任者である以上基本的に集会への幹事の出席が不可決になる。

以上の手続き上の複雑さ故に、各郡の会員集会は季節毎に行いえれば上出来の方であり、集会も郡内「公共事件」討議よりもむしろ本部幹事の時勢演説、本部の意見の説明・承認の場となっていく。以上のようにして公民会は創立から四カ月間で、郡部会員の組織的日常生活を全く閉ざしてしまつた訳である。

公民会が、明治政府に対して、「新聞出版二条例及ヒ集会政社法ヲ改正シ其檢束ヲ寛ニスル事」、「保安条例ヲ廢スル事」を要求したのも、以上述べた事情を背景にしている。

このように、「政綱政目」にもられた諸要求、その行間にあらわれた明治政府に対する期待を内包しながらの、漠然たる不信感が、彼等をして明治政府に対して「中立」たる位置に立たしめた要因であるだろう。（なお、この点での地方政治状況の詳しい分析は稿を改めて論じたい。）

では「中立」たる姿勢は具体的にどのような形であらわれたか。我々はこの点を、関係が巷評された自治党に対する姿勢、公民会所属代議士五名が院内会派で所属する大成会の中での公民会員の位置を明らかにする事によって検証しよう。

2 京都公民会と自治党

自治党については、この時期の研究で最近常に触れられるが（最近では福地惇「矢野文雄と明治二〇―二三年政界再編成」『日本歴史』三三三三号、伊藤隆・福地惇「藩閥政府と民党」『岩波講座日本歴史・近代二』）、最近の本格的な研究は坂野潤治氏の研究であろう。（『明治憲法体制の確立』第一章第一節参照）ここでは氏のすぐれた研究に学びながら、氏が触れられなかった点、即ち自治党の地方への浸透程度を京都府を例にとり述べることになる。

井上の自治党設立計画の地方への侵透の開始は、明治二十一年四月から六月にかけての東海・近畿遊説である。なおこの遊説の時期にすでに「朝野新聞」は「其の党は自治党と称する由」と記している（五月三十一日付―以下「朝野」と略す）。この遊説には内務参事官古沢滋も同行していた。京都には五月十九日到着し、二十九日まで一日間の滞在である（途中滋賀県にも行く）。この間の井上の公的行動は、二三日洛東正阿弥楼に北垣府知事、上、下京区長、近郡々長、勸業課長、戸長、府會議員、区會議員、京都の商工業者等三〇〇名余を集めて演説（「日出」五月二十六日付、「朝野」五月二十九日付、「東京日々新聞」五月三〇日付）、翌二四日大津に行き、大津商工会議所で中井弘滋賀県知事・県會議員等「五百五、六十名」を集めて演説（「日出」五月二十六、二十七日付）、二十五日には再度京都に帰り同志社講堂で演説（同 五月二十九日付）、二十六日には北垣も同行して保津川を上って亀岡に到り亀岡高等小学校講堂で南桑田、北桑田、船井三郡の戸長、連合町會議員等「二百名余」を集めて演説（同 五月二十九日付）、二十八日には伏見の伏見倶楽部で演説（同 五月三〇日付）、そして二十九日淀川を下り大阪に赴く。

ところで、この滞在校期间中の井上の裏の行動について、各新聞は次のように記している。京都府での行動について、「朝野新聞」は、「（二三日の演説後）伯ハ北垣国道、田中源太郎の両氏に何か将来の事を内談されし趣」（五月二十九日付）と伝え、「日出新聞」は、「伯が先頃我が京都に来るや、伯は洛東正阿弥楼に於て例の農事に関する演説をなし、土地の有力と称するものを集めたる中より更に見込あるもの四名を選び其旅寓に招きて何事かを議する所あり。其後また府會議員中の二、三人を集めてこれ亦相謀り」（七月五日付）、本年九月には再び京都に来るに付夫れまでの間に結党の準備を整理ありたしと懇ろに頼み置いた（八月一日付）、とつたえている。滋賀県での行動について、「東京日々新聞」は、「（二四日の演説後）更に県会常置委員、議員の重立ちたる者其他有力者を枅屋町竹清楼に集めて何事か相談ありし

趣」(五月三〇日付)と伝えている。いずれも自治党勧誘工作である事は間違ひなく、勧誘の方法が北垣京都府知事、中井滋賀県知事の援助のもとに府県会議員とりわけ役員クラスを中心に積極的に働きかけた事を示している。その事は、次に示す井上の配下古沢滋より京都府会議長、常置委員三名にあてた二二年七月二八日付書簡でも明きらかにする。

尚本文之儀者余り他見ニ涉らざる様御注意可申

酷暑之候ニ御座候処益御清佳御起居奉賀候。陳者、先般御地へ罷出候節ハ久振ニテ得拜話大ニ本懐之至ニ存候。陳者、此度井上伯再入閣之儀ニ付而ハ定テ種々之御想像も相生シ可申候得共、是ハ決シテ同伯カ権勢ニ恋々トシテ之ヲ求メタルニアラズ。全ク黒田総理大臣も同伯之意見ヲ聴キ之ヲ実行ス可シト同意シタルカ故ニ御座候。即チ井上伯ノ意見ハ凡ソ十余條有之候得共其主眼ハ

一 町村自治之制ヲ実ニスルガ為メ行政権ノ及ブ領域ヲ立ル事

一 官有山林原野ヲ最寄町村ニ下附シテ共有財産トナサシムル事

一 収税方法ヲ改正シテ官民ノ冗費ヲ省ク事

一 備荒儲蓄ノ金米ハ総テ町村共有財産トナス事

等ニテ、即チ先般貴地等ニテ演説シタル地方自治之基礎ヲ立ル事ニ御座候。且ツ同伯ハ大隈党若クハ井上党ト云フガ如キ各個人ニ属スル党派ハ終ニ国家之利ニアラズトシ、大ニ地方財産家ヲ団結シ遂ニハ今日ノ改進黨モ之ニ合併セシムルノ積ニテ正ニ計画中ニ御座候。故ニ同伯ハ其言行ハルレバ入り、行ハレザレバ何時ニテモ又タ退ク可キ覚悟ニ御座候間、此段篤ト御承了万々御疑惑無之様致度奉存候。秋涼ニモ相成候ハ、何卒御申合御出京、猶同伯之意見も直々御聴取相成候様致度、同伯モ別シテ貴望^(希)致居候旨申進候様内々被囑申北垣知事へも申遣置候間、尚聴取可申

先ツ右申上度草々如此御座候

時下千万御自愛奉專願候

七月廿八日

田中源太郎 殿

古沢 滋

河原林義雄 殿
田宮 勇 殿
野尻岩次郎 殿

(河原林家文書)

この古沢の書簡⁹⁾は、七月二五日井上が黒田清隆の求めに応じ農商務大臣に就任した事について、五月の井上の遊説で自治党勧誘工作をした人々に自治党設立計画は変更がない事を訴えたものである。ところで、この書簡中の井上の意見(この意見は井上が黒田に入閣の条件として示した意見でもある。『世外井上公伝』第四卷七一二頁、『伊藤博文関係文書』第一卷二七七八頁)と五月時の井上の演説の内容を対照させてみると興味深い。坂野氏は、井上の大農論について「井上のように大地主による土地の兼併を公然と主張し、貧農の没落を経済の發展上歓迎すべきこととする態度を公然と示して、農村を掌握することは果して可能であつたらうか。」(前掲書一七頁)と指摘されておられるが、五月時の京都、大津での演説では、この大農論が一片の裝飾もなく主張され、しかも地租軽減不可能論をも公然と主張するに至っている(「朝野」五月二九日付、「東京日日新聞」五月三〇日付)。確かにこれらの主張では農村を掌握する事は不可能であろう。しかし、井上は同時に前掲の書簡での主張も合わせ持っていた訳であり、とりわけ「官有山林原野ヲ最寄町村ニ下附シテ共有財産トナサシムル事」、「備荒儲蓄ノ金米ハ総テ町村共有財産トナス事」などの政策は町村名望家層には非常に魅力的な内容であつた筈である。したがつてこの混在は、農村名望家層をして自治党に対する態度を悩わしめたのでなからうか。

農村名望家層のこの脳いを解決したのが、七月二五日の井上の農商務大臣就任ではないかと思う。この日以前に井上が在職していた宮中顧問官と現職の大臣とでは、地方名望家層の眼からみれば天と地の違いがある。明治二三年の

第一回衆議院選挙では公民会の機関新聞の様相をもつ事になる「日出新聞」は、苟も錚々たる日本政治家の一人として赫々の要路に立つ官吏の身分として、其官職を利用して窃に黨員を誘い異日の計を為さんとするが如き卑劣の挙動あるべけんや。若し井上伯にして政党団結の運動を試みんとならば、當に蹶然袂を振て愧ざるの挙動に出づべきのみ。尚ほ何を苦しんでか官職に恋々たるべけんや。」(二年一〇月三一日付)、と厳しく指摘している。この「日出新聞」の指摘は、地方名望家層の大多数の印象であったと考えられる。また、もし大多数の印象ではないとしても、特定の政治色がなく、しかも京都府下で最も発行部数が多かった「日出新聞」が井上大臣による自治党設立計画を批難する政治的雰囲気の中で、京都府下の地方名望家層が井上のもとにはせさんじ、第一回衆議院議員選挙をめざして多数の選挙民を掌握する事は無理であった。

農商務大臣就任後、井上が直接京都府名望家層に接触をもつのは、一〇月二二日、関西連合共進会褒賞授与式出席のため来京した時である。この来京について、「伯が企画せる自治党誘引の事も御用向の重なるものならん」、「日出」(一〇月二二日付)との巷評はあったが、諸種の新聞をみても自治党勧誘とそれに応ずる動きは全くない。

ただ田中源太郎は井上の農商務大臣就任後も、自治党設立計画に関心を示していたらしい。公民会設立直前の二月六日付「日出新聞」は「今度東京の何人よりか依頼越したる趣にて、京都の田中源太郎氏より一昨日府会議員休憩所にて例の自治制研究会規則及び同会講議録とを有志の人々に配布したる由」と伝えている。これが事実とすればこの田中の行動が「明治政史」をして「公民会は自治党に關係あり」(『明治文化全集・正史篇(上)』五九四頁)といわしめ、「東雲新聞」をして「公民会員中の過半は自治党臭味の人なれども」(二月二八日付)と言わしめた要因ではなからうか。このような巷評は「大阪朝日新聞」も「(二年二月一六日の公民会設立のための府会議員懇親会) 来会者中には是自

治党募集の為めなりと云ひ、或は無主義なりといひ、中途にて立去りたる者多くありし」(二月一八日付)、と伝えてゐる。

しかし、公民会は組織として自治党に関与しなかつた。公民会は設立時に「今日の政党又は政治上の会合に与せずして先づ京都府下公民権を有するものの結合をなす。」(趣旨書)と宣言しているが、これは大同団結運動への対抗宣言であるとともに、自治党不参加の宣言であつた。

二二年五月、公民会員宮城次一は『京都公民会雑誌』四号に「其城郭ヲ堅固ニスヘシ」という論説を掲げる。この論説で宮城は、「(公民会は)今日コソ何党ニモ与ミセネドモ異日井上伯ノ麾下ニ服属スルモノナリ。……(なぜなら公民会は)会員中二三有力者ノ為メニ籠絡セラルルモノナリ。」という誣言があるが、将来においても自治党傘下になる事はないし、公民会は人間個人と私情により維持しているものではないので、もし籠絡手段を運らす者が居るなら、「会員中ノ有力者ニセヨ、断然之レカ退去ヲ命シ清浄無垢ノ結合体ヲ保チテ可ナリ。」と記している(一八〇九頁)。宮城は五号にも「独立党ノ必要及其勢力」という論説を掲げ、「世ニ所謂自治党ノ如キハ最早ヤ歯牙ニ掛クルニ足ラス」(一四頁)と断言する。すでに二二年七月には、「自治党ニ至テハ殆ト死灰滅燼復タ歯牙ニ掛クルニ足ラス」(『公雜』六号二四頁)という状況であつた。そして二三年一月一六日の京都市内公民会員懇親会で幹事浜岡光哲は、二二年を回顧して「昨年以来小生宅ニ保守党ナリ、自由党ナリ、愛国公党ナリ、自治党ナリ、種々雑多ノ政党員カ自党ニ引込マント色々ニ言フ構ヘテ勧告スレトモ、本会ハ政党外ニ中立シ断乎トシテ動カサル旨答フヘシ」(『公雜』一一号二頁)と自治党との関係を明確に否定する。

公民会と自治党との関係は以上の如くである。個人的に自治党と接触をもっていたかと思われる田中源太郎が、い

かに公民会を自治党に接触させようとしてもこのような政治雰囲気の中で最高時一九〇〇人以上を擁する地方政社を動かす事は不可能であるし、田中も公民会設立後一度としてそのような行動をした形跡はない。したがって、公民会所属衆議院議員五名を自治党と記した「東京新報」の記事（林田亀太郎『日本政党史』(上)二八四頁、「明治政史」『明治文化全集・正史篇(下)』一九九頁所載)或いは、それに依拠した今日までの記述は明らかに誤りである。

3 京都公民会と大成会

明治二三年七月一八日の「中立派」議員の東京星ヶ岡茶寮の会合から八月二三日の東京芝紅葉館の大成会創設の決定までの過程は「明治政史」に詳しく記述されている（『明治文化全集・正史篇(下)』二三七～二四五頁。尚『京都公民会雑誌』もこの過程は詳しい）。しかしいかなる要因で七月一八日の会合が開かれたかはよくわからない。利光鶴松の「政党評判記」には「坊間説ヲ為ス者アリ。大成会ハ伊藤伯ノ胸中ニ胎ミ、末松謙澄氏ノ手ニ産レ、元田肇、大谷木備一郎等ノ諸氏之カ器械タリト。」（『明治文化全集・雑史篇』三八五頁）と記されているが、利光も「風説ナルノミ、邪推ナルノミ」（同 三八七頁）と記したように、裏で伊藤博文が糸を引いていたとは思われない。結局の所、利光がいうように、政党に所属していない議員が、各選挙区選挙民に「多能多識ノ実行」を示すためには一つの衆議院会派を創設せざるを得なかったのであろう（同 三八七～八頁）。大成会は、その趣旨書で、政治的態度として「已成ノ政党以外ニ立ツテ」中正ノ大主義ニ則ル」とした。

公民会所属議員五名はこの大成会に入会する訳であるが、問題はいかにしてそれを会員に承認させるかにあった。即ち、公民会は「政党以外ニ独立」すべき組織であった筈である。とすれば新たな院内団体に加入する事は公民会の

趣旨と矛盾してはいまいか。衆議院議員五名のそれに対する説得は、①大成会は政党政社ではない、②若しこれを政社とするとしても其主旨は公民会とかわらない、③したがって大成会が成立してはじめて国家問題に対する会員の意見を实地に施行すべき機関を得たのである、の三点であった。九月五日の紀伊郡、一四日の愛宕郡会員小集会には松野新九郎が、九月九日の天田郡、一〇日の加佐郡会員小集会には中村栄助が、九月一〇日の竹野郡会員小集会には石原半右衛門が各々出張し、右の趣旨をのべている。この大成会入会には会員中に特別の反発は皆無であった。

ところで、大成会の成立から解散までの過程は、動揺と分裂の過程であった。この動揺と分裂の実体とその際の公民会所属議員の役割を主に新聞資料によりみてみたい。(尚以下の出典中の新聞日付は基本的に事実をおさえていると筆者が考える新聞日付である。)

この過程は一応三期に分ける事ができよう。第一期は、第一議會開会直前の一月二二日、国民自由党系の古莊嘉門(熊本)、佐々友房(熊本)、山際七司(新潟)等一〇余名が入会を申し込んだ事によって惹起する動揺である。「朝野」二四年七月二九日付)この事態をめぐり会論は二分される。即ち、相当の手續を以て入会を求めた以上は之を許諾すべきであるとする牧朴真、増田繁幸、山口千代作などと、政党臭味の人物を入会させる事は大成会が政党以外に立つという趣旨に適しない、とする京都公民会所属議員五名、大東義徹、中村弥六、八巻九万等の争いである(「読売新聞」以下「読売」)と略す(一三年一月二九日付)。結局の所、この紛争は一月三日の大成会総会において国民自由党派の加入見合せの照会委員を選出し(「読売」二月五日付)、国民自由党派も五日の会議において加入を取りやめた結果一応の解決をみる(「読売」二月六日付)。しかし、この紛議の過程で加入反対派の芳野世経(東京)、杉野重剛(滋賀)は退会する。第一議會では、大成会は自らを「温和派」として立憲自由党、改進黨の民党に予算案において対決するが、こ

の最中に動搖は表面的には見うけられない。第二期の動搖は、二四年二月から三月にかけての、大成会を政社化せんとする過程およびその過程を通して協同俱樂部設立を結果する分裂である。第一議会で立憲自由党、改進黨と対峙した経験は大成会をして政社化の必要を認識せしめた。田中源太郎は二月二日の京都府會議員中公民會員懇会で「此頃東京ニ於テモ地方団体ノ必要ナルコト非常ニ感シ居レリ」(『公雜』二五号六頁)、と述べているが、大成会の政社化の必要の理由は、京都公民会の論客雨森菊太郎の次の言葉に示されよう。

議院内ニ於ケル温和派ハ大成会、国民自由党、無所属及び自由党分離派ノ連合ニシテ、其全国ニ通ズル政治団体ヲ有スル者ハ僅ニ国民自由党アルモ其勢力微々タリ、大成会ノ如キハ八十余名ノ諸員アルモ、地方ニ対スル勢力ハ未ダ振張セズ。無所属中ニテモ熊本國権党、広島政友会ノ如キ多少地方団体ヲ有スル者アレドモ、是亦一局部ニ止マリ、自由党分離派ハ重モニ旧愛國公党派ナレバ、追々各地ノ旧同派ノ者ヲ糾合シテ新団体ヲ作ルベキモ、是亦自由党ノ現存セル部分ニ比スレバ少ナリ。故ニ温和派ハ此議院内ニテ勝ヲ得タル勢ニ乗ジ、議院外ニ於テ大ニ力ヲ得ルノ方法ヲ講ゼザルベカラズ。大成会ノ如キハ其結合案ト議院ノ為ニ設ケタル者ナレバ、閉会ト共ニ其跡ヲ遺サザルノ理ナレドモ、議院内ニ於ケル温和派ノ盟主タリシ勢力ヲ保続セント欲セバ、議院外ニ於テ温和派ノ盟主タルノ計画ナカルベカラズ。(『政界ノ景勢一變セントス』『公雜』二五号一五頁)

大成会は全体として政社化する事に異論はなかったが、政社化の方法をめぐって会論は二分される。即ち、二四年二月二日、東京芝罘石館の大成会總會において末松謙澄、牧朴真などによる何人たりとも入会せしめて政社化すべきであるとの論と、田中源太郎等京都公民會所属議員五名、大東義徹、坪田繁などによる国民自由党、自治派等「政党臭味」のある人物は入会を差しとめて政社化すべきであるとの論の対立である(『朝野』二月二日付「読売」二月二三日付)。後者の論は大成会には統割すべき適当な首領が存在しない以上、国民自由党系等の人物を入会せしめた場合、「一転忽ち吏権党トナリ(真正ノ政府党ニアラス)或ル有力政治家ノ爪牙トナリ」(『公雜』二五号二五頁)、その結果、

大成会が分裂するとの認識が存在していた。この対立は前年一月末の国民自由党派入会紛議の感情的対立を継続していた訳で、「両派の調和は到底覚束なし」(「読売」二月三日付)という状況の結果、三月六日、末松、牧、太田実、大八木備一郎等は無所属議員大江卓、井上角五郎、末広重恭、大岡育造、関直彦と共に集会し非政社議員倶楽部である協同倶楽部を創出する事を決定する(「朝野」三月八日付)。この結果大成会は、大成会専属派と、大成会員兼協同倶楽部員の所謂両属派に決定的に分裂する事になる。第八表は二四年七月二十九日付「朝野新聞」の記事を中心にして作成したもので、七月現在の大成会員中専属、両属両派の人名と彼等の其後の会派の変化を示したものである。

ところで協同倶楽部は非政社議員社交倶楽部の形態をとって創出されたが、末松、井上角五郎等の場合、倶楽部を政社化する意図をもっていただけと思われる。「朝野新聞」三月二十八日付によれば、協同倶楽部は三月二三日の集会で、各個人の資格で地方遊説を行い地方人心を喚起せしめ、七、八月に大阪で同志懇親会を催し政社組織化の旗を上げ、一〇月東京で政社設立大会を開催する構想が討議された、と伝えている。しかし「朝野新聞」がいうように協同倶楽部政社化構想が組織的に確認されたとは思えない。但し、三月以降の末松、井上角五郎、大江卓等協同倶楽部主要メンバーの地方遊説は、協同倶楽部政社化の意図をもって行ったものと考えられる。しかし地方遊説の結果は、六月時には「意の如く充分ならず、来月の大阪会合も果して之れを実行するに至るべき乎、否やは事に当る本人さへも矛盾も定し難き程なり」(「朝野」六月二十六日付)というものであったらしく、協同倶楽部中心メンバーが意図していた政社化構想は一頓座する。¹¹⁾

七月になると大成会専属派も協同倶楽部の動きを無視できなくなった。七月二三日、専属派は元田肇の名をもって両属派各個人に書面を送り、大成会員か、協同倶楽部員か、その所属の進退如何を問糾し、八月五日までに回答すべ

第八表 大成会員状況表

(明24・7現在)

府県名	人 名	A	B	C	府県名	人 名	A	B	C
秋 田	二 田 是 儀	両 属	大成会	無所属	三 重	伊 東 睦 賢	両 属	独 立	独 立
"	成 田 直 衛	"	"	非当選○	滋 賀	大 東 義 徹	専 属	巴 俱	中 交
岩 手	佐 藤 昌 蔵	"	"	中 交	京 都	浜 岡 光 哲	"	大成会	非当選
宮 城	増 田 繁 幸	"	"	非当選	"	中 村 栄 助	"	巴 俱	"
"	熱 海 孫 十 郎	"	"	"	"	松 野 新 九 郎	"	大成会	"○
福 島	山 口 千 代 作	"	無 所 属	無 所 属	"	田 中 源 太 郎	"	"	無 所 属
"	三 浦 信 六	"	"	非当選	"	石 原 半 右 衛 門	"	巴 俱	"
群 馬	竹 井 懿 貞	"	独 立	"	大 阪	粟 谷 品 三	"(?)	大成会	中 交
埼 玉	湯 本 義 憲	"	無 所 属	中 交	"	浮 田 桂 造	"	"	"
茨 木	赤 松 新 右 衛 門	"(?)	大成会	非当選○	"	佐 々 木 政 又	"	"	"
"	松 延 玪	"	"	"○	"	股 野 景 孝	"	"	"
東 京	太 田 実	"	"	中 交	岡 山	坪 田 繁	"	"	無 所 属
"	大 八 木 備 一 郎	"	"	非当選	"	西 毅 一	"	"	"
"	津 田 真 道	専 属	"	中 交	"	坂 田 丈 平	両 属	"	非当選
山 梨	八 巻 九 万	"	巴 俱	非当選	"	渡 辺 磊 三	"	"	無 所 属
静 岡	岡 田 良 一 郎	両 属	大成会	"○	広 島	赤 川 雲 蔵	"	無 所 属	非当選○
"	西 尾 伝 蔵	"	独 立	"	"	佐 竹 義 和	"	大成会	"○
"	依 田 佐 二 平	"	大成会	"○	"	八 田 謙 二 郎	"	"	中 交
長 野	箕 輪 鼎	"	"	"○	島 根	佐 々 木 懋	"	独 立	独 立
"	中 村 弥 六	専 属	巴 俱	無 所 属	"	吉 岡 俊 文 磨	"	"	"
岐 阜	天 野 若 円	両 属	大成会	非当選	福 岡	津 田 守 彦	"	大成会	中 交
"	吉 田 耕 平	"	"	"	"	小 野 隆 介	"	無 所 属	"
"	矢 野 才 治 郎	"	"	"	"	香 月 怒 経	"	大成会	"
"	長 尾 四 郎 右 衛 門	"	"	中 交	"	糴 藤 貫 一	"	"	非当選○
"	中 村 信 夫	"	独 立	非当選	"	佐 々 木 正 蔵	"	"	中 交
愛 知	永 井 松 右 衛 門	"	大成会	中 交	"	提 猷 久	"	"	"
"	梶 田 喜 左 衛 門	"	"	非当選○	"	未 松 謙 澄	"	"	"
"	早 川 龍 介	"	"	中 交	大 分	元 田 肇	専 属	"	"
"	今 井 磯 一 郎	"	"	"	"	安 東 九 華	"	"	"
"	青 樹 英 二	専 属	無 所 属	非当選	"	是 恒 真 澄	"	"	"
"	颯 部 勝 四 郎	"	独 立	"	"	朝 倉 親 為	両 属	"	"
"	端 山 忠 左 衛 門	"	巴 俱	"	長 崎	牧 朴 真	"	"	"
"	加 藤 六 蔵	両 属	独 立	中 交					

備考 ①Aは7月現在の大成会員の専属、両属所属を明治24年7月29日付「朝野新聞」をもとにして作成したものである。この他に「読売新聞」「中央新聞」「東京新聞」「京都公民会雑誌」も参照し、「朝野新聞」の明確な誤りは訂正した。
 ②Bは第二議会閉会直前の所属を示したものである。「独立」は独立倶楽部、「巴俱」は巴倶楽部である。(林田亀太郎「日本政黨史」(上) 482~4頁)
 ③Cは第二回総選挙の後の所属である。「中交」中央交渉部である。○印は次点である。(「大日本政變記録史」59~102頁)

しと迫る(「朝野」七月二五日付)。七月二七日両属派は会合を持ち、専属派より提出の要求について協議し、八月一日に両属派の集会を開き討議の結果を回答する事に決定する(「朝野」七月三〇日)。しかし八月一五日の集会では何等の決定もなしえなかった(「朝野」八月一八日付)。

専属派が両属派に対して進退如何を申出た要因は二つある。一つは、表面的には五月一日のロシア皇太子遭難事件所謂天津事件での問題である。この事件に対し大成会よりは大東義徹、中村弥六を慰問使として派遣した。ところが協同倶楽部もまた増田繁幸、大江卓を派遣している。「朝野新聞」の表現によれば、「彼れ協同倶楽部は大成会の分店なり。本店たる大成会にして既に慰問使を発せし上は重て分店が人を派するの謂れ無し」(七月二九日付)が専属派のいい分であり、この事件を通じて両属派への不満を高めた。第二は、「両属者中の有志輩が関西・中国等の各地に於て壮んに運動を為せども、大成会としては嘗て是等の働きをなさざりしも専属者の不快を感じたる一原因」(「朝野」七月二九日付)、即ち末松等の地方遊説に対する焦慮である。

この専属派と両属派の確執は一〇月まで続くが、その間に協同倶楽部を脱会し大成会専属になる(専属派になる事ではない)者が漸次的に増加していく。一〇月中旬協同倶楽部員中両属派の会合において、佐竹義和、吉岡倭文麿、竹井懿貞、今井磯一郎四名が大成会専属にする決心を披露し、この会合には欠席したが一三名の者が大成会専属のため然るべき取りはからい依頼の委任状を提出する(「朝野」中央新聞一〇月二〇日付)。その後、十一月一日の大成会大会前日までに牧朴真、末松謙澄、太田実など両属派の中心人物も協同倶楽部を脱し大成会に専属する事になる(「中央新聞」十一月二日付)。

この両属派の大成会専属復帰の要因は何か。当時の新聞は「諸氏が進んで古巣に帰りたるは諸氏と快からざる専属

は協同倶楽部政府党化の意図をもっていたと思われる。前述の政社化の意図もより強固な政府党が意識されていたためであろう。しかし、この意図は次の点で表現が不可能であった。第一に協同倶楽部員全員での意志統一ができていない。第二に、「伊藤伯は現政府の黒幕には違ひなきが正面其の局に当るものは松方伯なれば伊藤伯を戴き而して伯と松方伯と一朝議論の合せざらん時は純然たる伊藤党に変ずるならん。一体今の政府党の組織を賛成する者の中には伊藤党あらん。後藤党もあらん。故に到底政府党は覚束なし。」(「読売」七月二〇日付)という事情である。

協同倶楽部はこのようにして存在意識が不明確なまま漠然たる吏党として存在していた。そして、政社化の道もうまくいかず、また協同倶楽部中東北出身議員増田繁幸、大江卓、五十嵐力助等は東北の反民党系人心の結集、いわば地方的結合に奔走するようになる。(この結果は一〇月一八日の奥羽連合大会となってあらわれる)このような協同倶楽部員のとまりのなさの中で、ますます吏権質巷評が強まり、両属派の人員が次第に大成会専属へと復帰し、末松等両属派中心メンバーも一一月に復帰せざるをえなかったであろう。

両属派の大成会復帰は、第三の分裂をもたらす事になる。即ち、専属派中大東義徹、中村弥六、八巻九万、中村栄助、石原半右衛門、瑞山忠左衛門六名の大成会脱会と巴倶楽部の創出である。彼等が何故にかかる行為を行なったかは、京都公民会所属代議士石原半右衛門の主張を見よう。

当春彼大成会員中ノ多数ト無所属議員ト合同シテ協同倶楽部ナルモノヲ組織シ、大ニ彼自由改進黨党ノ世ニ民党ヲ唱フルモノニ當ラント為セリ。然ルニ斯ノ如キ一方ニ旗幟ヲ立テ反對ヲ造クル所為ハ我々ノ素志ニ背ケリ。又同倶楽部ハ世ニ吏権党ヲ以テ目セラルトモノニシテ、亦疑フ可キ所ナキニ非ザルヲ以テ、同志者ト共ニ同倶楽部ニ合同セザル、世ニ所謂専属者トナリ、勉メテ両属者トノ分離ヲ規画シ両属者ニ向テ何レカ一方ニ所属ヲ定ムベキヲ論ジ、田中、浜岡両氏ノ如キ大ニ之ヲ尽力センガ、近日ニ至リ遂ニ彼等ハ無事平和ニ一同手ヲ携ヘテ同倶楽部ヲ分レ大成会ニ復帰シタリト雖モ、實ニ怪ムベキコトニシテ、彼等ハ決シテ前日ノ意

志ヲ除却セザルノミナラズ、多数ヲ以テ專屬者ヲ左右セントスルモノト推知セラレタリ。彼等復帰後ノ大成会ハ既ニ前日ノ大成会ニアラザルハ明白ナレバ、生ハ京都ノ同志者ト共ニ手ヲ連ネテ退会スベシト主張シ、其旨意ニ於テハ同意ヲ得タレトモ、田中、浜岡、松野ノ三氏ハ兩屬者ニ向テ所属決定談判ニ與カリタル行掛リニ由リ暫ク退会セザル事情アリテ、三氏ハ脱セザルコトニ決セシモ、生ニ於テハ如斯行掛ナキヲ以テ断然退会シ、既ニ中村榮助氏ガ加入セシ無所属集会所（巴町派）ハ目今僅ニ二十名ニ足ラザル少数ナレトモ、真、最初大成会ノ唱フル所ノ旨趣ニ符合シ、殊ニ清潔無拓ヲ貴ムモノナレバ、公民会大体ノ旨趣ニ違フモノニ非ズト信ジ、断然此集会所ニ加入セシモノニシテ、素ヨリ大成会ニアル三氏ト意見ヲ異ニスルニ非ズ。又、悪感情ヲ以テ別レタルニ非ラザルナリ。（『公雜』三四号四頁―傍点筆者）

いわば大成会設立の趣旨の正当なる継承者であるとの自負がこの主張の中にある。巴俱樂部は第二議會では自由、改進黨、自由俱樂部、獨立俱樂部とともに民黨連合の一翼を荷っていく。

また、巴俱樂部創出後の一月二三〇四日、堀部勝四郎、加藤六蔵、竹井懿貞等八名は大成会を脱会し獨立俱樂部を創出する。獨立俱樂部の人員は旧協同俱樂部（協同俱樂部は一月一九日に解散している）¹¹ 旧兩屬派のメンバーがほとんどであったが、第二議會では巴俱樂部と同様に民黨的立場をとる。獨立俱樂部が何故に民黨的立場をとったかはよくわからない。

ともかく大成会は、一〇〇十一月にかけて巴俱樂部、獨立俱樂部の創出により第二議會直前五二名にまで会員を減少させ、第二議會では内部に旧專屬兩屬の感情的対立を含みつつ民黨連合に対決しなければならなかった。一二月二五日、議會に解散詔勅が下り、翌二六日大成会は解散を決定する（『中央新聞』一二月二七日付）。

以上が大成会の動揺と分裂の過程であるが、結局の所、兩屬派と專屬派の相違点は、前者があくまで自由、改進黨に對決しようとしてそのためには自治黨系、國民自由黨系人物をも包摂しようとしたのに対して、後者は大成会創

立の趣旨にのっとり、「中立」「不偏不党」たらんとし、両属派の「在朝一二貴紳ノ機関タル如キ」(『公雜』三〇号 三二頁)様相を極度に嫌った事にある。ただし「議場ニ於ケル実事問題ニ至リテハ両派共ニ略ホ同一ノ意見ヲ抱クモノ」(同右)であった事はいうまでもない。

公民会所属議員五名は一貫して専属派に位置していた。「政党以外ニ立チ」という趣旨の京都府独自の政社公民会が背景にある以上、両属派に位置する可能性は全くなかった。

尚、両属派はともかく専属派をも吏党と呼ぶ事を筆者は脳うが、大成会は全体として、客観的には反自由民権勢力であり、政府支持勢力に近い存在であった訳でありやはり吏党という呼称がふさわしい。しかしこの点をおさえつつも、吏党の複雑、流動的な状況は正確に把握する必要がある。

おわりに

京都公民会の性格および公民会と中央政治組織との関係の検討を通して、我々は最低限次の点を指摘する事が出来る。公民会は大同団結運動の波浪に対抗して創設され、府知事・府当局の特恵的な庇護をうけた点で、まさしく地方吏党的政社であったといつてよい。しかし、公民会が地方吏党的政社であるとしても、その事が即明治政府の支持政社であった訳ではなかった。公民会は自らを「吏党」「吏権党」「御味方党」等と呼ばれる事を極度に嫌った。公民会は自由民権運動の再興をめざす民権諸派と明治政府との間で「中立」であるつもりであった。したがって、公民会は現職の大臣が主導する自治党には加わらなかつたし、第一回衆議院議員選挙後、公民会の指導層でもあつた代議士十五名は「中立」の名のもとで大成会に加わつた訳である。しかし第一、第二議會での大成会の行動をみれば、「中立」た

るたてまえとは別に客観的には、やはり明治政府に近い存在であった事はいうまでもない。協同倶楽部はこの「中立」たるたてまえも崩して明確に民党に対抗しようとした。しかし、明治政府が一致して政府党育成が行なわれない以上、協同倶楽部の存在意義はあいまいにならざるを得ず、結局大成会両属派は大成会専属復帰せざるを得なくなる。そしてこの復帰はさらに大成会の分裂を呼ぶ事になる。

要するに、第二議会までの議院内吏党はきわめて不安定な状況にあった。この要因は、第一に、すでに述べた如く明治政府部内で政党、政社への意志統一がなかった事、第二に地方では自由民権以来の明治政府の地方に対する干渉・庄迫のイメージが払拭されず、市制・町村制・府県制・郡制を公布してみても地方名望家層の掌握はできず、したがって多くの吏党員も明治政府に対して「中立」たるたてまえでしか自己を位置づける事ができなかった事にある。そして吏党の不安定性は明治政府の支持基盤の不安定でもあった。したがって、第二議会解散以後、松方内閣による選挙干渉や、伊藤博文の「大成会ヲ基礎」とした政党設立の動きや、品川弥二郎の国民協会設立の動き等が惹起されていく事になる。

最後に公民会の解散について、触れておこう。明治二五年三月一六日、公民会は総会を開き解散を決定する。「公民会解散宣言書」(「日出」三月一八日付)によれば、解散の理由は、府会における非公民会派の創立により「自治制にも、代議士選挙にも、殖産上にも、其利害得失を選ぶに違あらず。常に朋党比周した本会を敵視する跡なき能はず。而して府下人心の真正なる結合は却て四分五裂するの傾きあり」、したがって「府下人心」の分離を防ぐために解散する事になった、と述べている。要するに非公民会派により「吏権党」「御味方党」と呼ばれ、その事が公民会員に動揺をもたらした事が解散の一因になっている。この他に解散の要因はもう一つある。第二議会前、中の大成会の分裂状況で

ある。このため浜岡光哲、田中源太郎は政治活動に嫌気がさしていた。彼等は共に第二回総選挙に立候補する事を実業上の理由により固辞した。(結局は田中のみ南桑田郡選挙民の要望により立候補する事になるのだが) 浜岡はこの後、二三年九月商業会議所条例発布によって公的に法人的性格を附与された京都商業会議所(二四年四月創立)の初代会頭としての活動に没頭する。このような公民会指導層の「政治離れ」現象も解散の一因を形成していく。

註

- (1) 公民会員中旧立憲政党员は船井郡吉富村の園田弘三、綴喜郡上奈良村の狩野勝右衛門である(『立憲政党员名簿』『明治史料』第三集所収)。又、京都府下の明治一〇年代自由民権結社天橋塾の社員には、後の公民員として竹野郡では永島米治(徳光村)、永島勝治(同村)、与謝郡では戸田仙治郎(日置村)、井上治兵衛(栗田村)、矢野善七(日置村)、岡田安太郎(養老村)、岡本孫右衛門(同村)、島崎五左衛門(同村)、奥野増治(伊根村)がいた(原田久美子「自由民権政社の展開過程」『資料館紀要』創刊号の「天橋義塾在村社員」の階層表より)。但し天橋義塾社員がすべて自由民権運動家であったとは断定できない。又公民会員田宮勇(綴喜郡普賢寺村)は、南山城地方の自由民権教育結社南山義塾の設立発起人であり、愛宕郡の松野新九郎(鷹ヶ峯村)は明治一三年一月国会開設建白運動に参加している。しかし公民会員を全体としてみれば、このような会員は少数であった。
- (2) 明治一七年より二年までの間に彼等が役員として関与した会社を列挙すると、田中、浜岡がともに関与した会社は、京都株式取引所(一七年創設)、京都商工銀行(一九年)、京都倉庫会社、京都織物株式会社、北海道製麻株式会社、関西貿易合資会社、関西鉄道株式会社(以上二〇年)、田中のみ関与した会社は亀岡銀行(一九年)、京都電燈株式会社(二一年)、浜岡だけが関与した会社は京都陶器会社(二〇年)、京都日出新聞社(二二年)であった。(『田中源太郎翁伝』浜岡光哲翁七十七年史)
- (3) この場合の地方議会とは、府会、区(市)部会、郡部会のことである。明治一四年二月一四日の太政官布告第八号により、京都府は東京・大阪府・神奈川県とともに三部経済制が施行されている(『府県制度資料』(上)一八四―一八五頁)。
- (4) このような内容の書議は千葉県会でもあった。「日出」二一年一月二七日付は、二月二日の千葉県会で板倉中より地方税全体及び別途予備金を是迄千葉銀行(県会議長池田亮亮が頭取)に預けて来たが、他の確実なる国立銀行に預け替えを為すべき旨の建議があった、伝えてゐる。
- (5) この結果、市地方税為替取扱い銀行は三年より京都商工銀行より三井銀行に再変更されている。

(6)

この審議過程においては、我々は公民会と非公民会派の姿勢に本質的な相違をみる事ができない。非公民会派は土木費を別にすれば常置委員は公民会の意見に尽く反対した。しかし警察費審議では常置委員が若干の削減の意向であったのに対して、非公民会派は削減に反対し審査を増員したように、地方税審議過程における非公民会派の態度は「反対のための反対」の様相をおびたものであった。

(7)

以後の郡部集会過程みると、二二年八月は本部で作成した公民会の非条約改正中止建白書に同意を求める過程であり、二三年九月は公民会の「政綱政目」案及び衆議院議員五名の大成会入会の承認過程であり、二四年四月は公民会代議士による第一議会の実況の説明過程であった。

(8)

但し、坂野氏の研究には事実認識で二つの疑問点がある。第一点は、坂野氏が指摘する「自治党がある程度浸透しえた地方」(一六頁)の問題である。氏はこの地方として明治二〇年一〇月二〇日付古沢滋々陸奥宗光宛書簡により「名古屋・京都・大阪・和歌山千葉」そして山口・滋賀・東京を指摘している。古沢等が浸透を期待した地方はこれらの地方であろう。しかし氏は実際の浸透程度は検証されておられない。京都の場合、本稿で述べるように京都公民会は自治党系結社とはいえないし、又滋賀県の場合でも、明治二二年六月一〇日正式に発足する近江同政会はその規約で「政党内閣ノ組織ヲ希望スルコト」(第二条)を目的としたように(『公報』五号一八頁)自治党系結社とはいえなかった。氏の研究は、二二年一〇月大隈条約改正の挫折の時期まで前記地方に自治党が影響力をもっていた事を自明の理としているようにみうけられるが、この点は以上述べた事実により疑問である。

第二は、坂野氏が「自治党の組織対称は地主・農民よりも、都市工業者に重点が置かれて」(二〇頁)いた、と述べておられる点である。確かに自治党系と目される人物に渋沢栄一、原六郎、藤田伝三郎等都市商工業者多かつた事は事実である。しかしこのように断定する事は、次の二つの事実により疑問がある。一つは、井上の地方に対する行動の最初は二二年四月から六月にかけての東海・近畿遊説であるが、京都府及び滋賀県での演説内容はすべて農業問題であった事、もう一つは井上が地方名家層掌握の政策上のきめ手が、官有林原野の町村共有財産化及び備荒儲蓄金米の町村共有財産化政策であった事である。この点を考えるならば組織対称として都市商工業者に重点をおいていたというよりも、井上は地主・農民の組織化をも意図したが大農論及び農商務大臣就任故にそれが果たされず、結局日頃親父のある都市商工業者のみが結果として組織された、と考える方が事実に近いのではあるまいか。

(9)

古沢がこの書簡を後の公民会員田中、田宮だけでなく、京都交話会―公友会―立憲自由党という系譜を歩む河原林、野尻に宛てている点が興味深い。恐らく同じ旧立憲政黨員のよしみで河原林、野尻に働きかけたのであろうが、河原林等がこれにいかに対処したかを知るには史料がない。

(10)

例えば、前島省三『日本政党史の史的分析』二二頁。R・H・P・メイソン『日本の第一回総選挙』(石尾芳久、武田敏郎訳)一七五頁。メイソン氏は第二章で「京都府の同党(自治党)候補者は井上と密接な繋がりを持っていたとは思えないし、五議席を獲得した『京都公民党』は独自の権限を持つ金く自主的な組織であった。」(一〇一頁)と正確な指摘をおこないながら、第四章では「同党(自治党)は京都では六議席のうち五議席を得」(一三五頁)、と誤った指摘をしている。

(11)

明治二年七月五日発行『京都公民会雑誌』二九号の「協同倶楽部大成会」という記事には「大成会及無所属一派ノ代議士ニヨリ成立シタル協同倶楽部ハ過般未松、井上ノ諸氏地方ニ遊説ヲ試ミタルガ、其後政社トナスカ否ニ就テハ其分子種々混雜シ居ルヲ以テ兎角議論定マラス。当分尚ホ非政社倶楽部トナシ置クモノ、如シ」(二四頁)と記されている。

(12)

「中央新聞」によれば一七日「朝野新聞」によれば一八日である。

(13)

したがって大成会専属派中公民会所属議員は両属派との立場の違いを懸念に主張している。明治二年三月二五日公民会第五回総会後懇親会で浜岡光哲は現今の各政党を過激派、中立派、漸進派の三つに分類し、過激派は改進黨、九州同志会「東北自由党」、中立派は愛国公党、「大成会正派」(専属派)、漸進派は「大成会倶楽部派」(両属派)、自治派、国民自由党である、と主張している(『公雜』二六号三頁)。

又註11の「協同倶楽部大成会」の記事は次の如く述べている。

大成会ニ於テハ單純ナル大成会員ト大成会兼協同倶楽部員トアリテ、其間ノ關係明カナラス。單純ナル大成会員ハ為メニ往々協同倶楽部員ト混同セラル、コトアリ。故ニ單純ナル大成会ハ協同倶楽部員ト全ク別立セント欲スレトモ、協同倶楽部ハ大成会ト全ク別離スルヲ望マス。其間尚ホ協議纏マラサル由ナリ。若シ協同倶楽部ト大成会ハ全ク別立シ協同倶楽部ニ加ハリ居ル大成会員ハ同会ヲ退クカ、或ハ單純ナル大成会員ハ他ノ名称ノ下ニ一ノ団結ヲ為ストキハ單純ナル大成会員ノ執ル所ハ、蓋シ自由倶楽部ト相近キモノトナルベシ(二四頁)。

専属派のこのような態度は民党には好意をもってみられ、改進黨などはあわよくば民党陣営にひきつけようとする意図をもっていただと思われ。改進黨系新聞「読売新聞」は明治二年七月から一〇月半ばまで専属派を「正義派」と呼称していた。又、この点で興味深いのは明治二年七月一日の貴族院議院一四名、自由党議員五名、改進黨議員四名、大成会専属派四名、無所属議員楠本正隆を集めての東京芝紅葉館の会合である。この会合は楠本が幹旋尽力したもので、党派を問わず交情を密にせんとして開かれたものらしいが、『京都公民会雑誌』は「紅葉館会合ヲ以テ改進黨が暗ニ楠本氏ヲ使用シテ現内閣反對ノ連合組織ヲナス準備ニ供センタメ開キタルモノトノ評起レリ」と述べ、ついで「改進黨ノ大成会ト連合セントスルノ意アルハ其機關新聞及ヒ縁故アル新聞カ、從來吏権党ナド妄評セシ大成会専属派ニ対シ、遽カニ正義派ノ名称ヲ下シ、頻リニ好情ヲ示スニ依テモ知ルヘシ。然レトモ大成会

豈ニ改進黨ノ如キ内閣占領ノ一点ニ熱中シ、國家ノ利害ヲ後ニスルモノニ加担センヤ。」と述べている。

(付記)

本稿の構成上、公民会員による明治二三年の大隈条約改正反対運動、明治二四の地価修正反対運動については全く触れなかった。この点は独自に稿を起こしたい。

本稿作成にあたっては、史料の点で河原林孟夫氏、後藤靖氏及び京都府議会図書館、京都府総合資料館にお世話になった。記して謝意を表したい。